

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）なお、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、(学年主任、担任)、(養護教諭)等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

〔()内は必要に応じて。〕

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で特別な配慮や支援を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。また、月、水の職員打合せの時間も必要に応じて利用する。

3 いじめ未然防止のための取組

【教師がすること】

(1) 学級経営の充実に努める。

◎子供の見取りを生かして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

◎わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) いじめの早期発見・対応に努める。

◎月2回のきずなの日をはじめ児童と向き合う時間を確保し、学期に1回の教育相談（アンケート及び面談）を実施する。

◎日常の子供の見取り

- ・児童の様子を注意深く観察する。
- ・月3日欠席児童の把握をする。

- ・ささいなことでも情報交換を行う。
- ・児童に関していじめ、あるいはその疑いがある情報は、すべて教頭・校長にすみやかに報告する。
- ・気になる事案、月3日欠席児童等がある場合は「生徒指導委員会」で対応する。
- ・必要な情報は全職員で共有して対応する。

(3) 軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識の下、個別指導及び学級等で全体指導を行う。

(4) 道徳教育、情報モラル教育、人権教育の充実

- ◎道徳の授業を通して、善悪の判断や実践力を育成すると共に児童の自己肯定感を高める。
- ◎インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たることを十分に理解させるために、情報モラル教育の充実を図る。
- ◎全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- ◎平和・人権・環境教育等、年間指導計画に沿った取組みを確実に行う。
- ◎障害等のある児童や特別に配慮が必要な児童への指導を組織的に行う。

【児童がすること（教師の指導の下）】

(1) 帰りの会等で一日を振り返る。

- ◎反省を出し合い、自分の生活の改善や学級・学校集団の向上のための手立てとする。
- ◎学校生活の中の良い点や問題点を見つける目を養う。

(2) 学級活動としての取組

- ◎子供たちで問題点を出して、解決のための手立てを考えていく。

(3) 児童会活動としての取組

- ◎平等な学校を目指した児童会活動を推進する。
- ◎縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付ける。
- ◎委員会活動を通して自発的活動を培う。

(4) 環境づくりとしての取組

- ◎友達の名前を「さん」、で呼び合うことの取組を行う等、お互いを尊重しあう環境づくりをする。

【家庭に協力を求めること】

解決には子供たちがそうしてしまった背景や、子供たちがかかえるストレスを取り除いていく必要がある。いじめの解決には家庭の協力が不可欠であることを伝え、理解を求める。

- (1) 家庭での子供の様子が気にかかることがあれば、すぐに報告を願う。
- (2) いじめに発展しそうな事案があった場合は、双方の家庭に連絡する。家庭でも子供から話を聞き、家庭においても学校と協力して指導を願う。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、福祉総務課、児童課、保育課、教育委員会、中学校や保育所・保育園、笛吹教育相談室などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

（２）教育相談の実施

毎学期ごとに、教育相談（アンケート及び面談）を実施する。また、日常の見取りも大切にしながら、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

（３）ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

５ いじめに対する対処

◎いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

◎いじめの事実あるいは疑われる行為が確認された場合は、「生徒指導委員会」を開き、対応を協議する。

◎いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

◎いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

◎事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

◎犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等、関係機関と連携して対処する。

◎いじめが「解消」したと判断するためには、いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも３か月を目安とする）、被害者が心身の苦痛を感じていないことの２要件を満たさなければならない。

６ 重大事態への対処

（１）重大事態の定義

◎いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

◎いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

◎児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

（「いじめ防止対策推進法」より）なお、児童等や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、早期支援のため、必要に応じて事実関係の確認を行う。法の要件に照らして重大事態にあたらないことが明らかである場合を除き、調査を実施する。

（２）重大事態への対処

◎重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

◎市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

◎上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

◎上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適時、適切な方法で提供する。